

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：愛媛県（教育委員会）

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	117.8%
全職員	97.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	93.9%
本庁係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.8%
31～35年	94.7%
26～30年	94.9%
21～25年	95.6%
16～20年	99.4%
11～15年	96.8%
6～10年	98.2%
1～5年	94.7%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

【常勤職員】

- 給与水準の高い本庁課長補佐相当職以上の職員のうち男性が占める割合は約77%となっている。
- 扶養手当受給者のうち男性が占める割合は約77%となっている。
- 本庁部局長・次長相当職の区分には、女性の職員がいなかったため公表しない。

【常勤職員以外の職員】

・全体の約 37%を占める講師について、給与水準の高い経験年数 16 年以上の職員に占める女性の割合は約 78%となっている。

【全職員】

・非常勤職員よりも給与水準が高い常勤職員の占める割合は男性が約 82%であるのに対し、女性は約 79%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	18.9%

【説明欄】

・過去 3 年間（令和 6～8 年度）の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合と、職員全体に占める女性職員の割合は以下のとおり。

	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
管理的地位にある職員の女性割合	16.7%	18.5%	18.9%
職員の女性割合	51.9%	52.4%	52.3%

・管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は増加しているが、職員全体に占める女性職員の割合が約 5 割であるのに対し、R8.4.1 時点で約 19%と低い数値にとどまっている。

・職責への不安や経験・能力不足、業務負担増等の理由から、女性教職員が昇進をためらうケースが見られるため、今後も能力や個性に応じて、幅広い業務経験を積み、活躍できる環境づくりに取り組み、管理職や幹部職員への登用や抜擢を進める。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	19.0%
本庁課長補佐相当職	26.3%
本庁係長相当職	44.6%

【説明欄】

・過去 3 年間（令和 6～8 年度）の役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合は以下のとおり。

	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
役付職員割合	23.9%	25.6%	26.0%

・割合は増加しているが、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合と同様に低い数値にとどまっている。

・「愛媛県教育委員会特定事業主行動計画」における女性役付教職員の目標値である 30%の達成を目指し、引き続き女性教職員が活躍できる環境づくりに努める。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
正規職員	50.4%	50.4%	54.2%
任期付職員	68.6%	66.5%	67.5%

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受験者の女性割合	47.9%	52.8%	52.5%

Ⅵ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	39.1%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	該当なし
女性	該当なし

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	1.1%	0.0%	該当なし	該当なし
１週間以上２週間未満	8.8%	0.0%		
２週間以上１月以下	36.2%	1.0%		
１月超３月以下	17.6%	0.0%		
３月超６月以下	16.5%	0.5%		
６月超９月以下	9.9%	1.9%		
９月超１２月以下	6.6%	10.2%		
１２月超２４月以下	3.3%	40.5%	—	—
２４月超	0%	45.9%		

【説明欄】

- ・過去3年間（令和5～7年度）の常勤職員の男女別の育児休業取得率は以下のとおり。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	26.1%	34.7%	39.1%
女性	100.0%	100.0%	100.0%

- ・男性取得率は増加しているが、業務が繁忙であること等を理由に4割以下にとどまっている。
- ・「愛媛県教育委員会特定事業主行動計画」における男性育休業取得率の目標値である2週間以上85%の達成を目指し、子どもが生まれた全ての男性教職員に対して、育児に伴う1か月以上の休暇及び休業の取得を強く推進するとともに、全教職員の意識改革により、男性教職員が一定期間の育児休業を取得しやすい職場づくりに努める。

VII 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取得率	84.8%	81.7%	85.0%
6日以上取得率	31.8%	30.2%	35.2%

VIII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	19.7時間／月
内部部局等以外	8.0時間／月

【説明欄】

- ・過去3年間（令和5～7年度）の組織別の職員の超過勤務の状況（管理職以外）は以下のとおり。

【月平均超過勤務時間】

（時間）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育委員会事務局	本庁	29.3	27.4	22.3
	本庁以外 （教育事務所 ・教育機関）	15.9	15.8	14.6
小中学校		7.4	7.5	6.9
県立学校		9.1	8.3	8.0

※教育職員を除く

- ・いずれの組織においても超過勤務の縮減を進めているが、本庁に勤務する事務局職員については、「愛媛県教育委員会特定事業主行動計画」における超過勤務時間の目標値である月平均15時間以下（年間180時間以下）を達成することができなかった。
- ・一層の超過勤務の縮減と多忙化の解消に向けて、タイムマネジメント意識の強化、ノー残業デーにおける定時退庁の徹底、業務の効率化、DXの推進等の取り組みを進める。

Ⅸ 職員の年次休暇等の取得日数の状況
平均取得日数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
事務局	9.6 日	10.0 日	10.6 日
県立学校（教員）	12.6 日	13.6 日	12.7 日
県立学校（事務外）	11.3 日	11.4 日	11.5 日